

# 上尾市街づくり推進条例の運用の手引き

上尾市

平成16年7月

## はじめに

この手引きは、上尾市街づくり推進条例（平成16年上尾市条例第6号）及び上尾市街づくり推進条例施行規則（平成16年上尾市規則第15号）の運用に関し、市民の皆さんに理解を深めていただくため、解説や必要な事項をまとめたものです。

### 構成

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| I 条文の解説             | 2～16 p  |
| II 条例による手続きの流れと必要資料 | 17～49 p |

（平成16年10月18日改正）

（令和4年3月2日改正）

## I 条文の解説

第1章	総則（第1条—第6条）	3～	5 p
第2章	街づくり推進会議（第7条）		6 p
第3章	街づくり協議会（第8条—第10条）		7 p
第4章	街づくり計画（第11条—第16条）	9～	11 p
第5章	街づくり協定（第17条—第20条）	12～	13 p
第6章	支援及び助成（第21条—第23条）	14～	15 p
第7章	補則（第24条・第25条）		16 p

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、上尾市都市計画マスタープラン（上尾市の都市計画部門における効率的な計画や施策の運用を図るための基本的な方針で平成12年12月に公表したものをいう。）の方針に沿った協働による街づくりを推進するための制度を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による街づくりの実現を図ることを目的とする。

【解説】

○上尾市街づくり推進条例（以下「条例」といいます）第1条の「目的」は、主に地区計画や建築協定などの土地利用に係るルールづくりや区画整理、再開発の市街地開発事業の実施に向けた支援、その他安全で住みやすい快適な環境の整備や開発及び保全について市民・事業者・市が協働により実現することです。

このため、「まちづくり」の標記については、あくまで都市計画マスタープランに位置付けた協働による街づくりを補完するという意味で「街」という標記にしています。

(基本理念)

第2条 街づくりは、市民、事業者及び市の各々が役割と責任を持ち、互いに尊重して進める協働によって、総合的かつ計画的に進められなければならない。

【解説】

○条例第2条は、前条に示した目的を、市民・事業者・市の3者が一体となって推進することを、基本理念として位置付けるものです。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内の土地又は建物の所有者その他の利害関係を有する者をいう。
- (2) 地区住民 地区内の居住者、地区内で事業を営む者及び地区内の土地又は建物の所有者その他の利害関係を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内における整備、開発又は保全に係る事業を行う団体又は個人をいう。
- (4) 街づくり 安全で住みやすい快適な環境の整備、開発及び保全に係る行為をいう。
- (5) 街づくり計画 街づくり協議会が、当該地区住民の総意を反映して策定する街づくりに関する計画をいう。
- (6) 街づくり専門家 街づくりに関し深い知識及び豊富な実務経験を有する者をいう。
- (7) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (8) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。

## 【解説】

- 条例第3条の「市民」の定義における「その他の利害関係を有する者」とは、市内の土地や建物に対する地上権や賃借権を有する方、登記した先取特権、質権及び抵当権を有する方など法律上の利害関係を有する人を指します。
- 条例第3条の「事業者」とは、整備、開発及び保全に要する資格や登録、認可に関係なく、市内の土地を整備、開発及び保全しようとする行為者を指します。なお、土地を所有する民間事業者など、市民の立場で計画づくりに参画している場合は、地区住民と見なしています。なお、特定活動非営利法人(NPO)については、事業者に含まれます。

### (市民の責務)

- 第4条 市民は、街づくりに高い関心を持ち、街のあり方や街づくりを推進するための施策に係る知識を身に付け、主体的に街づくりに取り組むよう努めなければならない。
- 2 市民は、市民同士の話し合いを大切にし、お互いに役割、責任及び負担を果たすことにより、街づくりの実現に努めなければならない。

## 【解説】

- 条例第4条「市民の責務」、条例第5条「事業者の責務」、条例第6条「市の責務」については、市民の参加を得て策定された都市計画マスタープランに盛り込まれているそれぞれの役割と責任を明示しております。
- 条例第4条第2項の(市民の責務)に規定されている「負担」とは、例えば区画整理事業により街づくりを実現する場合、土地の減歩や精算金などの負担がありますし、また地区計画や建築協定を策定する場合、既にある建築物の形態規制からさらに良好な住環境を形成するために上乗せで制限をかける場合も想定されます(個々の土地活用を制限することも一種の負担と捉えております)。このように、地区内の共有の利便性の向上のためには、個々の皆さんから平等に負担をいただく場合も想定されます。

### (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、協働による街づくり活動を理解し、技術、情報、資財等を市民及び市に広く提供するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、自らも街づくりに参画し、地域に根ざした活動をするよう努めなければならない。
- 3 事業者のうち、開発行為又は建築を行おうとする者は、上尾市都市計画マスタープランその他法令に基づく土地利用の規制、誘導及び調整について定められた計画(以下「都市計画マスタープラン等」という。)並びに街づくり計画を指針として、街づくり協議会及び市と協力し、街づくり活動を行うよう努めなければならない。

## 【解説】

- 条例第5条の「事業者の責務」に「技術、情報、資財等を市民及び市に広く提供する」との表現がありますが、これは、市民・事業者・市が協働で街づくりに取り組む過程で互いに提供できるものがあり、それが街づくりの推進におおいに資するものであれば、可能な範囲でご提供いただきたいとの考

えから明示しております。(例えば、会社で所有している測量機械やポール等の建設資材やイベント時の施設、会場、物品等の提供などです)もちろん、事業者の経営上、提供が適切でない判断される資財までも提供を要請するものではありませんので、努力規定として「努める」という表現にしています。

- 条例第5条の「事業者の責務」に、「上尾市都市計画マスタープランその他法令に基づく土地利用の規制、誘導及び調整について定められた計画」とありますが、これは都市計画マスタープランのほかにも土地利用の規制・誘導・調整にかかるさまざまな行政計画と整合を図ることで、街づくりを総合的に推進する観点から、一律の承認基準を設けることはできないため、このような表現としています。例えば、商業地域であれば、中心市街地に係る計画、市街化調整区域では、緑のマスタープランや農業振興地域整備計画など、地区ごとに承認基準は様々です。また、埼玉県「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や上尾市の総合的な指針である「総合計画」などもこれに該当します。

(市の責務)

第6条 市は、街づくりの総合的な責任者として、協働による街づくりの推進体制を整えるものとする。

2 市は、計画の実現段階における事業手法を研究し、効果的に街づくりを進めるよう努めるものとする。

3 市は、市民又は事業者による主体的な街づくりに対しては、要望の調整、開発行為及び建築の指導並びに情報及び活動の場の提供等について支援するものとする。

#### 【解説】

- 条例第6条の「市の責務」に規定されている「街づくりの総合的な責任者」とは、安全で住みやすい快適な環境の整備や開発及び保全を実現するためには、市として、市民が提案する街づくりと、法令・条例および行政計画との整合を図ることも必要であり、その役割を「総合的な責任者」と位置づけています。この観点から、市民の提案する街づくりに対して市が助言(アドバイス)を行う場合はあります。ただし、本条例はあくまでも市民自らが考え、立案し、実行することを主眼としており、市はそれを支援することが重要な役割ととらえています。

## 第2章 街づくり推進会議

(設置)

第7条 市民による主体的な街づくりの推進を図るため、上尾市街づくり推進会議（以下「街づくり推進会議」という。）を置く。

2 街づくり推進会議は、この条例の規定により市長が街づくり推進会議の意見を聴くこととされる事項について調査審議する。

3 街づくり推進会議は、街づくりに関する事項について、市長に提案をすることができる。

4 街づくり推進会議は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 市民（市内に住所を有するものに限る。）で一般公募により選考したもの

(4) 市職員

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

8 委員は、再任されることができる。

9 前各項に定めるもののほか、街づくり推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【解説】

○条例の構造上、第2章に街づくり推進会議（以下「推進会議」といいます）を設置することを明示し、以下、各章ごとに推進会議との関わりを記載しています。

○推進会議の役割は、縦覧などの市民の意見や協議会が策定した街づくり計画が市の目指すべき街づくりの視点からみてどうかということの審議や評価を行い、具体的な助言をしてもらう組織と考えております。また、例えば、街づくり講演会などの街づくりに関するイベント等を、広報・費用の工面・進行まで全て主体的に実施することも可能な組織となるよう考えています。

○推進会議と都市計画審議会との関係ですが、推進会議は、あくまで計画策定時の審議機関としての役割が主であり、これに対し法的な位置付けの都市計画審議会は、当該計画を法的な手続きにより位置付けるときに審議する機関ということになります。もちろん、街づくりですので、街づくり計画策定時に都市計画審議会の意見をお伺いすることもあると考えます。

○条例第7条第5項第1号の「識見を有する者」とは、街づくりに関し知識を有する大学の教授などの専門的知識者を指します。また、第2号の「関係団体を代表する者」とは、商業団体、農業団体、工業団体等を代表する人を想定しています。

### 第3章 街づくり協議会

(街づくり協議会の認定)

第8条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる地区住民によって設立された団体を街づくり協議会として認定することができる。

- (1) 地区住民の複数の参加により設立されていること。
  - (2) 街づくり協議会の設立に係る土地の区域が一体として整備し、開発し、又は保全する必要があると認められること。
  - (3) 街づくり協議会の設立に係る土地の区域が規則で定める面積以上であること。
  - (4) その活動について地区住民の大多数の支持が得られていること。
- 2 前述の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、街づくり推進会議の意見を聴かなければならない。

#### 【解説】

○条例第8条第1項第3号の認定要件では、「街づくり協議会の設立に係る土地の区域が規則で定める面積以上であること」としていますが、良好な住環境を創出するためには、一定規模以上の面積要件が必要と考えています。この条例は、平成14年度に改正された都市計画法に盛り込まれた「街づくり提案制度」の活用なども視野に入れており、都市計画法の街づくり提案制度の要件である面積0.5ha以上に準拠するよう、本条例では、区域制限の最低面積を概ね0.5haとして上尾市街づくり推進条例施行規則（以下「施行規則」といいます）に規定しております。

○条例第8条第1項第4号の認定要件では、「地区住民の大多数の支持を得る」ことを1つの要件としています。これは情報提供や技術支援、活動経費の一部助成など、公的な支援を実施することを条例で定めるため、公費支出の観点から、地区住民のある程度の賛同を得る必要があると考えています。

では、どの程度を「地区住民の大多数の支持」とするかですが、これは都市計画法の街づくり提案制度との連動にも配慮し、同法の要件と同様、該当者の概ね3分の2を目途とした運用を想定しています。

ただし、実際には、街づくり計画に対する地区住民の合意形成までの検討過程こそが重要であると考えており、また、条例の積極的な運用を推進する観点からは、厳密な認定要件を定めることがむしろ市民に対し条例活用の障害となりかねないと考えていることから、様々な手法でできるだけ多くの賛同・理解を得ることを前提に、本条例では、敢えて「大多数」という表現を用いています。

街づくり協議会が、地区住民ほぼ全員の支持を得た街づくり計画を策定する必要があるかどうかといった判断や、具体的に支持を得る進め方・方法などについては、街づくり協議会の実務上の活動に期待したいと思います。

(街づくり協議会の変更等の届出)

第9条 街づくり協議会は、前条第2項の規定による申請の内容に変更があったとき又は解散したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(街づくり協議会の認定の取消し)

第10条 市長は、街づくり協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 活動に関して著しく不当な行為をしたとき。

2 第8条第3項の規定は、前述の規定による認定の取消しをしようとするときについて準用する。

**【解説】**

○第10条第1項2号に規定されている「著しく不当な行為をしたとき」とは、例えば、第8条第1項第1号及び第4号に街づくり協議会の認定要件に「地区住民の複数の参加」や「地区住民の大多数の支持」を得るために、不正な行為をし、水増しを図るなどの場合を想定しています。

○街づくり協議会に係る申請様式については、施行規則に定めています。

## 第4章 街づくり計画

(街づくり計画の原案の提出)

第11条 街づくり協議会は、規則で定めるところにより、街づくり計画の原案を市長に提出することができる。

2 前述の街づくり計画の原案に係る土地の区域は、規則で定める面積以上でなければならない。

3 街づくり計画の原案は、当該地区住民の大多数の支持が得られたものでなければならない。

### 【解説】

○条例第11条第2項の認定要件では、「規則で定める面積以上」としていますが、良好な住環境を創出するためには、一定規模以上の面積要件が必要と考えています。

この面積要件ですが、街づくり協議会の認定と同様、改正された都市計画法に盛り込まれた「街づくり提案制度」の要件である面積0.5ha以上に準拠するよう、区域制限の最低面積を概ね0.5haとして施行規則に規定しております。

○条例第11条第3項の原案の提出要件として、「地区住民の大多数の支持」とありますが、これは都市計画法の街づくり提案制度との連動にも配慮し、同法の要件と同様、該当者の概ね3分の2を目途とした運用を想定しています。(街づくり協議会の認定と同様です。)

ただし、実際には、街づくり計画に対する地区住民の合意形成までの検討過程こそ重要と考えており、また、条例の積極的な運用を推進する観点からは、厳密な認定要件を定めることがむしろ市民の条例活用の障害となりかねないと考えていることから、様々な手法(例えば、アンケートや同意書、総会議事録など)でできるだけ多くの賛同・理解を得ることを前提に、本条例では、敢えて「大多数」という表現を用いています。

(街づくり計画の承認)

第12条 市長は、前条第1項の規定により街づくり協議会から提出された街づくり計画の原案が、都市計画マスタープラン等に整合しているかを審査し、整合していると認めるときは、街づくり計画の案とするものとする。

2 市長は、前述の街づくり計画の案を街づくり計画として承認しようとするときは、その旨を告示し、当該街づくり計画の案を告示の日から2週間縦覧に供しなければならない。

3 前述の規定による告示があったときは、市民は、前述の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された街づくり計画の案について、市長に意見書を提出することができる。

4 第8条第3項の規定は、第2項の規定による縦覧が終了した時において、第1項の街づくり計画の案を街づくり計画として承認しようとするときについて準用する。

5 市長は、街づくり計画を承認したときは、その旨を告示しなければならない。

### 【解説】

○条例第12条第1項に規定されている街づくり計画の承認基準として、「都市計画マスタープラン等に整合していること」とありますが、これは都市計画マスタープランのほかにも土地利用の規制・誘導・調整にかかるさまざまな行政計画と整合を図ることで、街づくりを総合的に推進する観点から、

一律の承認基準を設けることはできないため、このような表現としています。

○条例第12条第5項の「告示」については、上尾市掲示板へ掲示することになりますが、その他の市民に対する啓発として、上尾市ホームページ、市役所窓口、街づくり活動PR誌なども行います。

(街づくり計画の変更の届出)

第13条 街づくり協議会は、街づくり計画を変更する必要があるときは、規則で定めるところにより、その変更すべき内容を市長に届け出なければならない。

(街づくり計画の承認の取消し)

第14条 市長は、次に掲げる場合は、街づくり計画の承認を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項の規定により当該街づくり計画の原案を提出した街づくり協議会の認定を取り消した場合において、当該街づくり計画を維持する必要がないと認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、街づくり計画を維持する必要がないと認めるとき。

2 第8条第3項の規定は前述の規定による承認の取消しをしようとするときについて、第12条第5項の規定は前述の規定による承認の取消しをしたときについて準用する。

#### 【解説】

○第14条第1項第2号に規定されている、街づくり計画の承認の取消しの規定において、市長はどのようなとき「街づくり計画を維持する必要がない」と認めるかですが、例えば街づくりの実現段階において、土地区画整理事業の認可を得て、事業がスタートした場合や実現した場合は、街づくり計画そのものは必ずしも残しておく必要がなくなります。このような場合、取り消すことができる。これを「維持する必要がない」と表現しております。

(街づくり計画の尊重)

第15条 市長は、街づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、街づくり計画を尊重しなければならない。

#### 【解説】

○条例第15条の「市が街づくり計画を尊重する」とのことですが、街づくり計画は、あくまでも市民・事業者が協働で街づくり活動をするための指針となるものです。街づくり計画に対する市の役割は、法令や条例、都市計画マスタープラン等との整合を図るなど、街づくり計画を承認する立場にあります。そのため、地区住民の大多数の支持を得た街づくり計画は、都市計画マスタープラン等に位置づけられた計画の具体化や街づくりの施策や事業の執行にあたって、当然尊重されることになります。

(街づくりの推進を図るための法制度の活用)

第16条 街づくり協議会及び市長は、街づくりの推進を図るため、地区計画（都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画をいう。）、建築協定（建築基準法第69条に規定する建築協定をいう。）その他街づくりに関する法制度の活用努めなければならない。

#### 【解説】

○条例第16条の「法制度を活用した街づくりの推進」とは、ルール化による街づくりの推進について定めているものです。

市街化が進んでいる今後の上尾市の街づくりでは、街の環境を守っていくための「保全型の街づくり」と街の環境を徐々に改善していく「修復型の街づくり」が大切となります。そのため、地区住民自らが主体的に行う地区計画や建築協定などのルール化によるきめ細やかな街づくりをこの条例では大きな柱としています。

## 第5章 街づくり協定

(街づくり協定の締結)

第17条 街づくり協議会は、市と次に掲げる事項を内容とする街づくり協定を締結することができる。

- (1) 街づくり協議会の名称並びに代表者の住所及び氏名
- (2) 街づくり協定の締結の対象となる地区の位置及び区域
- (3) 街づくり協定の締結の対象となる地区の街づくりの目標及び方針その他街づくりを推進するために必要な事項

2 街づくり協議会は、市と街づくり協定を締結しようとするときは、街づくり計画に係る区域内の土地の所有者及び借地権者の総数の3分の2以上の同意を得、かつ、同意した者の所有地及び借地の地積の合計が土地の総地積及び借地の総地積の合計の3分の2以上であることを証する書面を市長に提出しなければならない。

3 第8条第3項の規定は第1項の規定による街づくり協定の締結をしようとするときについて、第12条第5項の規定は第1項の規定による街づくり協定の締結をしたときについて準用する。

### 【解説】

○**条例第17条第1項第3号に「その他街づくりを推進するための必要な事項」とは、街づくり協議会で策定された街づくり計画のうち、街づくりの目標や方針以外に、街づくり協議会と市が街づくり協定を締結することによって実現性を高めたい事項について、協定書を取り交わすものです。これにより、区域内で開発行為や建築を行う場合は、この内容に適合させるとともに事前に市に対し、行為の届出を行わなければならないとなります。(条例第19条、第20条)**

○**条例第17条第2項の街づくり協定を締結する要件に、「土地所有者及び借地権者の3分の2以上の同意を得る」ことが必要であるとされていますが、街づくり協定の締結についてはあくまでも地区住民の合意形成が重要と考えていますので、3分の2以上の支持は最低基準に過ぎず、反対される方への説明や同意のための働きかけなど、より多くの支持を得るための継続的な取り組みを行うことがより重要であると考えています。**

(街づくり協定の締結の取消し)

第18条 市長は、次に掲げる場合は、街づくり協定の締結を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項の規定により当該街づくり計画の原案を提出した街づくり協議会の認定を取り消した場合において、当該街づくり協定を維持する必要がないと認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、街づくり協定を維持する必要がないと認めるとき。

2 第8条第3項の規定は前述の規定による街づくり協定の締結の取消しをしようとするときについて、第12条第5項の規定は前述の規定による街づくり協定の締結の取消しをしたときについて準用する。

(街づくり協定の内容に適合した開発行為及び建築)

第19条 街づくり協定に係る区域内で開発行為又は建築を行おうとする者は、これらの行為を街づくり協定の内容に適合して行うよう努めなければならない。

(街づくり協定区域内における開発行為及び建築物等の新築等の届出及び協議)

第20条 街づくり協定に係る区域内において次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 土地の区画形質又は用途の変更
- (2) 建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更
- (3) その他街づくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為

2 市長は、前述の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が街づくり協定に整合しないと認めるときは、当該届出をした者と必要な協議を行わなければならない。

3 市長は、前述の協議を行う場合において、必要があるときは、街づくり推進会議の意見を聴くことができる。

#### 【解説】

- 条例第20条第1項第3号に「その他街づくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為」とは、建築物の移転や木竹の伐採などで地区の進めている街づくりに影響があるとされる行為を指します。**
- 条例第20条第2項は、市が街づくり協定の締結された区域内における開発行為や建築を行う事業者に対し協議や指導及び助言ができることを定めています。**
- 本条例における開発行為や建築に係る罰則規定については、敢えて設けておりません。これは、本条例における街づくりが市民や事業者の役割と責任を位置付け、主体的・自発的な街づくりを組織むことを基本としており、条例の実効性は各々がこれを実践することにより保たれるものと考えております。このため、敢えて罰則は明示する必要はないと考えています。**

## 第6章 支援・助成

(街づくり協議会を設立しようとする者に対する支援等)

第21条 市長は、街づくり協議会を設立するために必要な行為を行うと認める者に対し、街づくりに関する技術的な支援及び情報の提供を行う。

2 市は、必要があると認めるときは、街づくり協議会を設立しようとする者に対し、それに要する経費の一部をおおむね2年を限度として助成するものとする。

### 【解説】

- 主な支援としては、街づくりに係る制度や手法、他地区の活動などの情報の提供や会議運営費、視察費、資料作成費及び広報費などの活動に要する費用の一部を助成することを考えています。
- 補助金の交付に関しては、既に規程している上尾市補助金交付規則に沿って行います。
- 第21条第1項に規定されている「街づくり協議会を設立するために必要な行為を行うと認める者」とは、街づくり協議会を設立する前の街づくりを検討する団体が、街づくりの勉強会や検討など行っており、この活動を市が確認した人を指しています。
- 第21条第2項については、第8条に規定されている街づくり協議会の認定要件に整合して、大多数の賛同を得られている団体が、地区の問題点、課題点の提起や勉強会の開催など、会議を運営するのに必要な経費に対して助成することを記載しております。(助成金申請時に年次計画書を添付してもらいます。)第22条第2項においても同様です。

(街づくり協議会に対する支援等)

第22条 市長は、街づくり協議会に対して、街づくりに関する技術的な支援及び情報の提供を行う。

2 市は、必要があると認めるときは、街づくり協議会に対し、その運営に要する経費の一部をおおむね5年を限度として助成するものとする。

### 【解説】

- 主な支援としては、街づくりに係る制度や手法、他地区の活動などの情報の提供や会議運営費、視察費、資料作成費及び広報費などの活動に要する費用の一部を助成することを考えています。
- 補助金の交付に関しては、既に規程している上尾市補助金交付規則に沿って行います。

(街づくり専門家の派遣)

第23条 市長は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、街づくり専門家を派遣することができる。

- (1) 地区住民が街づくり協議会を設立するために必要な行為を行っているとき。
- (2) 街づくり協議会が街づくり計画の原案を策定しようとするとき。
- (3) 街づくり協議会が街づくり計画に基づき街づくり事業を行おうとするとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

### 【解説】

- 地区の依頼に応じ、街づくり専門家を派遣します。なお、派遣を受けようとする方は、市様式にて申

請していただきます。

- 街づくり専門家の派遣に係る業務内容は、「地区が問題点や課題点を提起する際に助言を行うこと」、「街づくりに関する制度及び手法の紹介、説明を行うこと」、「街づくり活動の進め方の指導、助言を行うこと」、「地区住民の合意形成に向けた指導、助言を行うこと」、「街づくりに関する勉強会の開催に関すること」、「住民の意向調査等の実施に関すること」、「地区の現状及び課題の整理に関すること」、「街づくり協議会の組織強化及び合意形成に向けた指導を行うこと」、「街づくり計画の原案作成に関すること」、「街づくりの実現方策の検討に関すること」、「土地利用転換に関すること」などに対し必要な助言、指導を行うことです。

なお、派遣は、1日を単位として、年12回を限度にできるものとし、期間は、最初に派遣したときから5年以内(地区住民が街づくり協議会を設立するために必要な行為を行っているときは、2年以内)とします。

また、業務の内容に応じて、業務委託契約を交わす場合もあります。

## 第7章 補則

(年次報告書による進ちよく状況の公表)

第24条 市長は、前章の規定による支援又は助成を行ったときは、当該支援又は助成に係る年次報告書を作成し、街づくりの進ちよく状況を公表しなければならない。

### 【解説】

○**条例第24条は、街づくりに係る情報の提供を市民の皆さんに広く公開するため、年次報告書の作成と公表について定めたものです。なお、進捗状況の公表の手段については、上尾市ホームページ、市役所窓口、街づくり活動PR誌などが考えられます。**

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【解説】

○**条例第25条は、条例の施行に関して必要な事項については、施行規則へ委任する旨を定めたものです。**

## II 条例による手続きの流れと必要資料

### 街づくりの発意

- 1 街づくりの相談……………18p

### 街づくり協議会

- 1 街づくり協議会の認定……………19～21p
- 2 街づくり協議会の変更、解散の届出……………22p
- 3 街づくり協議会の認定の取り消し……………23p

### 街づくり計画

- 1 街づくり計画の原案の提出……………24p
- 2 街づくり計画の承認……………25～26p
- 3 街づくり計画の変更の届出……………27p
- 4 街づくり計画の承認の取消し……………28p

### 街づくり協定

- 1 街づくり協定の締結……………29～31p
- 2 街づくり協定の取消し……………32p
- 3 街づくり協定の内容に適合した開発行為及び建築……………33～35p

### 支援及び助成

- 1 街づくり協議会を設立しようとする人に対する支援等……………36p
- 2 街づくり協議会に対する支援等……………36p
- 3 街づくり専門家の派遣……………36～37p
- 4 街づくり専門家の登録……………37～38p

### 年次報告書による進ちよく状況の公表

- 1 年次報告書の作成……………47p

### 上尾市街づくり推進会議

- 1 組織の設置……………48p
- 2 街づくり推進会議の会議……………48p
- 3 その他……………49p

## 街づくりの発意

### 1 街づくりの相談

- ①市長は、市民から街づくりに関する相談があった場合は、相談記録簿（市様式第1号）に記入します。

【市様式第1号】

				相談番号 第 号			
部長	次長	課長	主幹	グループ リーダー	担当	担当	

相 談 記 録 簿

相談日	平成 年 月 日 ( )	
相談者	氏名	
	連絡先	
相談場所		
市対応者		

相 談 内 容

--	--

### 1 街づくり協議会の認定

- ①次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる地区住民によって設立された団体を街づくり協議会として認定します。
- (1) 地区住民の複数の参加により設立されていること。
  - (2) 街づくり協議会の設立に係る土地の区域が一体として整備し、開発し、又は保全する必要があると認められること。
  - (3) 街づくり協議会の設立に係る土地の区域の面積が、おおむね0.5ha以上であること。
  - (4) その活動について地区住民の大多数の支持が得られていること。
- ②認定を受けようとする者は、**街づくり協議会認定申請書（第1号様式）**を提出します。なお、この申請書には、次の図書を添付する必要があります。
- (1) 街づくり協議会の規約
  - (2) 街づくり協議会の構成員の名簿
  - (3) 街づくり協議会の活動区域を示す図面
  - (4) 街づくり協議会の活動について地区住民の大多数の支持が得られていることを証する書面
- ③市長が街づくり協議会を認定しようとするときは、あらかじめ、街づくり推進会議の意見を聴く必要があります。
- ④市長は、前述の申請について適否を決定したときは、**街づくり協議会認定等通知書（市様式第2号）**により通知します。

第 1 号様式（第 4 条関係）

街づくり協議会認定申請書

年 月 日

上尾市長 様

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

電 話

上尾市街づくり推進条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり街づくり協議会として認定していただきたいので、関係図書を添えて申請します。

街づくり協議会の名称	
街づくり協議会の所在地	
街づくり協議会の設立目的	
街づくり協議会の活動区域	

備考 この申請書には、次の図書を添付してください。

【市様式第2号】

街づくり協議会認定（非認定）通知書

年 月 日

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

上尾市長

年 月 日付けで申請のあった街づくり協議会の認定については、次のとおり決定したので通知します。

街づくり協議会の名称	
決定区分	<input type="checkbox"/> 認定します 認定番号第 号 <input type="checkbox"/> 認定しません
認定しない理由	
街づくり推進会議の意見	

備考 認定又は非認定のいずれか不要な部分は、線で抹消してください。

## 2 街づくり協議会の変更、解散の届出

- ①街づくり協議会は、街づくり協議会認定申請書（第1号様式）の内容に変更があったとき又は解散したときは、街づくり協議会変更（解散）届出書（第2号様式）を市長に届け出ます。

第2号様式（第5条関係）

街づくり協議会変更（解散）届出書	
	年 月 日
上尾市長	様
	協 議 会 名 代 表 者 住 所 代 表 者 氏 名 電 話
<p>街づくり協議会の認定について申請した内容に変更があった（街づくり協議会が解散した）ので、上尾市街づくり推進条例第9条の規定により、届け出ます。</p>	
変更（解散）の理由及びその内容	
備考	
1  図書に変更がある場合は、その内容を示す図書を添付してください。	
2  変更又は解散のいずれか不要な部分は、線で抹消してください。	

### 3 街づくり協議会の認定の取り消し

- ①市長は、街づくり協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができます。
- (1) 協議会の認定要件のいずれかに該当しなくなったとき。
  - (2) 活動に関して著しく不当な行為をしたとき。
- ②市長が街づくり協議会の認定を取り消すときは、あらかじめ、街づくり推進会議の意見を聴く必要があります。
- ③市長は、街づくり協議会の認定を取り消したときは、街づくり協議会認定取消通知書（市様式第3号）により通知します。

#### 【市様式第3号】

街づくり協議会認定取消通知書	
年 月 日	
団 体 名	
代表者住所	
代表者氏名	
上尾市長	
年 月 日付けで申請のあった街づくり協議会の認定については、次のとおり取り消したので通知します。	
街づくり協議会の名称	
街づくり協議会の認定番号	第 号
取消年月日	年 月 日
取消理由	
街づくり推進会議の意見	

## 街づくり計画

### 1 街づくり計画の原案の提出

- ①街づくり協議会は、街づくり計画承認申請書（第3号様式）及び次に掲げる図書を添付して、街づくり計画の原案を市長に提出します。
- (1) 街づくり計画の原案に係る土地の区域を示す図面
  - (2) 街づくり計画の原案について地区住民の大多数の支持が得られていることを証する書面
- ②前述の街づくり計画の原案の提出に係る土地の区域の面積は、おおむね0.5ha以上なければいけません。
- ③街づくり計画の原案は、当該地区住民の大多数の支持が得られていなければいけません。

#### 第3号様式（第6条関係）

街づくり計画承認申請書	
年 月 日	
上尾市長	様
協 議 会 名	
代 表 者 住 所	
代 表 者 氏 名	
電 話	
上尾市街づくり推進条例第11条の規定に基づき、街づくり計画の原案に関係図書を添えて申請します。	
街づくり協議会の名称	
街づくり協議会の所在地	
街づくり協議会の承認年月日	年 月 日

## 2 街づくり計画の承認

- ①市長は、街づくり協議会から提出された街づくり計画の原案が、都市計画マスタープラン等に整合しているかを審査し、整合していると認めるときは、街づくり計画の案とします。
- ②市長は、街づくり計画の案を街づくり計画として承認しようとするときは、その旨を告示し、当該街づくり計画の案を告示の日から2週間縦覧に供します。
- ③市民は、告示された街づくり計画の案に対し、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができます。
- ④市長が街づくり計画の案を街づくり計画として承認しようとするときは、あらかじめ、街づくり推進会議の意見を聴く必要があります。
- ⑤市長は、街づくり計画の承認について適否を決定したときは、**街づくり計画承認等通知書（市様式第4号）**により通知します。
- ⑥市長は、街づくり計画を承認したときは、その旨を告示します。

【市様式第4号】

街づくり計画承認（非承認）通知書

年 月 日

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名

上尾市長

年 月 日付けで申請のあった街づくり計画の承認については、次のとおり決定したので通知します。

街づくり協議会の名称	
街づくり協議会の認定番号	第 号
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
承認しない理由	
街づくり推進会議の意見	

備考 承認又は非承認のいずれか不要な部分は、線で抹消してください。

### 3 街づくり計画の変更の届出

- ①街づくり協議会は、街づくり計画を変更する必要があるときは、街づくり計画変更届出書（第4号様式）を提出します。

第4号様式（第8条関係）

街づくり計画変更届出書	
	年 月 日
上尾市長	様
	協 議 会 名 代表者住所 代表者氏名 電 話
街づくり計画を変更する必要があるため、上尾市街づくり推進条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。	
変更すべき内容及びその理由	
備考 街づくり計画の原案を提出した際に添付した図書に変更がある場合は、その変更の内容を示す図書を添付してください。	

#### 4 街づくり計画の承認の取消し

- ①市長は、次に掲げる場合は、街づくり計画の承認を取り消すことができます。
- (1) 街づくり計画の原案を提出した街づくり協議会の認定を取り消した場合において、当該街づくり計画を維持する必要がないと認めるとき。
- (2) そのほか、街づくり計画を維持する必要がないと認めるとき。
- ②市長が街づくり計画の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ、街づくり推進会議の意見を聴く必要があります。
- ③市長は、街づくり計画の承認を取り消したときは、**街づくり計画承認取消通知書（市様式第5号）**により通知します。
- ④市長は、街づくり計画の承認の取消しをしたときは、その旨を告示します。

##### 【市様式第5号】

街づくり計画承認取消通知書	
年 月 日	
団 体 名	
代表者住所	
代表者氏名	
上尾市長	
年 月 日付けで申請のあった街づくり計画の承認については、次のとおり取り消したので通知します。	
街づくり協議会の名称	
街づくり協議会の認定番号	第 号
取消年月日	年 月 日
取消理由	
街づくり推進会議の意見	

## **街づくり協定**

### **1 街づくり協定の締結**

- ①街づくり協議会が市と街づくり協定の締結をしようとするときは、**街づくり協定書（市様式第6号）** 2通に、街づくり協議会と市がそれぞれ記入、押印し、各自1通を保有することで協定を締結します。
- ②街づくり協議会は、市と街づくり協定を締結しようとするときは、街づくり計画に係る区域内の土地の所有者及び借地権者の総数の3分の2以上の同意を得、かつ、同意した者の所有地及び借地の地積の合計が土地の総地積及び借地の総地積の合計の3分の2以上であることを証する書面を市長に提出しなければいけません。
- ③街づくり協議会が前述の提出をしようとするときは、**街づくり協定締結に伴う土地所有者等の同意書（市様式第7号）**により、市長に提出してください。
- ④市長は、街づくり協定の締結をしようとするときは、あらかじめ、街づくり推進会議の意見を聴く必要があります。
- ⑤市長は、街づくり協定の締結をしようとするときは、その旨を告示します。

【市様式第 6 号】

街づくり協定書

年 月 日

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名

上尾市長

上尾市街づくり推進条例第 17 条の規定に基づき、街づくり協定を締結します。

街づくり協議会の名称	
街づくり協議会の認定番号	第 号
街づくりの目標及び方針	
その他街づくりを推進するために必要な事項	
街づくり推進会議の意見	

備考

- 1 この協定書には、次の図書を添付してください。
  - (1) 街づくり協定の締結の対象となる地区の位置及び区域の図面
  - (2) その他、街づくり協定に関し必要な資料及び図面
- 2 協定書は 2 通作成し、当事者記入押印の上、各自 1 通を保有してください。

【市様式第7号】

街づくり協定締結に伴う土地所有者等の同意書

年 月 日

上尾市長 様

届出者 住所  
氏名

上尾市街づくり推進条例第17条の規定に基づき、街づくり協定を締結することに同意します。

土地の所在	地番	地目	地籍(m <sup>2</sup> )	備考

## 2 街づくり協定の締結の取消し

- ①市長は、次に掲げる場合は、街づくり協定の締結を取り消すことができます。
- (1)街づくり計画の原案を提出した街づくり協議会の認定を取り消した場合において、当該街づくり協定を維持する必要がないと認めるとき。
- (2)前述に掲げるもののほか、街づくり協定を維持する必要がないと認めるとき。
- ②市長は、街づくり協定の締結の取消しをしようとするときは、あらかじめ、街づくり推進会議の意見を聴く必要があります。
- ③市長は、街づくり協定の締結を取り消したときは、**街づくり協定締結取消通知書（市様式第8号）**により通知します。
- ④市長は、街づくり協定の締結の取消しをしたときは、その旨を告示します。

### 【市様式第8号】

街づくり協定締結取消通知書	
年 月 日	
団 体 名	
代表者住所	
代表者氏名	
上尾市長	
年 月 日付けで締結した街づくり協定については、 次のとおり取り消したので通知します。	
街づくり協議会の名称	
街づくり協議会の認定番号	第 号
取消年月日	年 月 日
取消理由	
街づくり推進会議の意見	

### 3 街づくり協定の内容に適合した開発行為及び建築

- ①街づくり協定に係る区域内で開発行為又は建築を行おうとする人は、これらの行為を街づくり協定の内容に適合して行うよう努めなければいけません。
- ②届出を必要とする行為は次に掲げるものです。
  - (1) 土地の区画形質又は用途の変更
  - (2) 建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更
  - (3) その他街づくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為
- ③街づくり協定区域内における開発行為及び建築物等の新築等の届出は、行為に着手する日の30日前までに、**街づくり協定区域内における開発行為及び建築物等の新築等の届出書（第5号様式）**を提出します。届け出た行為の内容を変更しようとするときも同様とします。
- ④前述の届出書には、当該届出に係る行為を街づくり協定の内容に適合して行うよう努めたことを証する書面を添付しなければいけません。
- ⑤市長は、前述の届出書が提出された場合において、当該届出に係る行為が街づくり協定に整合しないと認めるときは、当該届出をした人と必要な協議をする必要があります。なお、必要があるときは、街づくり推進会議の意見を聴くことができます。
- ⑥届出をした人は、当該届出に係る行為を完了し、中止し、又は廃止したときは、速やかに、**街づくり協定区域内における開発行為及び建築物等の新築等の完了・中止・廃止届出書（第6号様式）**より、市長にその旨を届け出る必要があります。

第 5 号様式（第 9 条関係）

街づくり協定区域内における開発行為  
及び建築物等の新築等の届出書

年 月 日

上尾市長 様

住 所  
届出人 氏 名  
電 話

街づくり協定に係る区域内において次の行為を行いたいので、上尾市街づくり推進条例第 20 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

街づくり協定の名称	
行為を行う場所	
行為の施行予定期間	年 月 日～ 年 月 日
行為の内容	
街づくり協定の内容 に対する適合性	

備考 この申請書には、次の図書を添付してください。

第 6 号様式（第 9 条関係）

街づくり協定区域内における開発行為及び建築物等の新築等の完了・中止・廃止届出書

年 月 日

上尾市長 様

住所  
届出人 氏名  
電話

次の街づくり協定に係る区域内において行うことを届け出た行為を完了・中止・廃止したので、次のとおり届け出ます。

街づくり協定の名称	
行為の届出年月日	年 月 日
行為の完了・中止・廃止年月日	年 月 日
行為を中止・廃止した理由	

備考 完了・中止・廃止のうち不要なものは、線で抹消してください。

## **支援及び助成**

### **1 街づくり協議会を設立しようとする人に対する支援等**

- ①市長は、街づくり協議会を設立するために必要な行為を行うと認める人に対し、街づくりに関する技術的な支援及び情報の提供を行います。
- ②市は、必要があると認めるときは、街づくり協議会を設立しようとする人に対し、それに要する経費の一部をおおむね2年を限度として助成します。
- ③助成は、1年度につき5万円を超えない額の補助金を交付します。

### **2 街づくり協議会に対する支援等**

- ①市長は、街づくり協議会に対して、街づくりに関する技術的な支援及び情報の提供を行います。
- ②市は、必要があると認めるときは、街づくり協議会に対し、その運営に要する経費の一部をおおむね5年を限度として助成します。
- ③助成は、1年度につき5万円を超えない額の補助金を交付します。

### **3 街づくり専門家の派遣**

- ①市長は、次に掲げる場合は、街づくり専門家を派遣することができます。なお、派遣については、1年につき12回を超えない回数で行うものとし、その期間は、街づくり協議会を設立しようとする人には2年、街づくり協議会には5年を超えない期間で派遣することとします。
  - (1) 地区住民が街づくり協議会を設立するために必要な行為を行っているとき。
  - (2) 街づくり協議会が街づくり計画の原案を策定しようとするとき。
  - (3) 街づくり協議会が街づくり計画に基づき街づくり事業を行おうとするとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。
- ②街づくり専門家の派遣を受けようとする地区住民や街づくり協議会は、街づくり専門家派遣申請書(市様式第9号)により、市長に申請しなければいけません。
- ③市長は、派遣申請があったときは、速やかに内容を審査し、派遣するか否かを決定します。

派遣の可否を決定したときは、街づくり専門家派遣決定(非決定)通知書(市様式第10号)により、当該申請者へ通知するものとします。

- ④市長は、派遣の決定をしたときは、選定した街づくり専門家に対して、街づくり専門家業務依頼書(市様式第11号)により、業務を行うことについて依頼します。
- ⑤市では、地区住民や街づくり協議会が申請した内容と異なる活動を行ったとき、又は、派遣した専門家が派遣の目的を達成することができなくなったと認めるときは、派遣を取消し、又は中断することができます。
- ⑥市では、必要に応じて業務を依頼した街づくり専門家に、業務状況の報告を求めることができます。  
また、街づくり専門家は、派遣業務を終了したときは、速やかに街づくり専門家業務実績報告書(市様式第12号)により市長に報告しなければいけません。

#### 4 街づくり専門家の登録

- ①街づくり専門家として活動を希望する者は、事前の登録が必要です。
- ②街づくり専門家は、街づくり活動を進めるに当たって、地区の勉強会などを開催する場合や、街づくり協議会が、街づくり計画を策定し、また実現しようとするときに派遣します。  
なお、派遣は1日を単位として年12回を限度とし、期間は最初に派遣したときから5年以内(地区住民が街づくり協議会を設立するために必要な行為を行っているときは、2年以内)とします。
- ③街づくり専門家として登録していただく者は、次のいずれかの資格などがある個人または法人です。
  - (1) 都市計画、都市再開発または建築設計で3年以上の実務経験があり、街づくりに携わった経験がある人
  - (2) 技術士(建設部門)、一級建築士、再開発プランナー、そのほか建築、法律、経営、税務、不動産などの街づくりについての専門資格を持つ人
  - (3) そのほか街づくり活動への参画の経験があり、街づくりの知識または経験があると認められる人
- ④街づくり専門家として活動を希望する者は、街づくり専門家登録申請書(個人・法人)(市様式第13号・14号)に必要事項を記入の上、郵送か電子メールで都市計画課へ提出します。申請は随時受け付けています。申請内容を審査の上、登録の可否を街づくり専門家登録(非登録)通知書(市様式第15号)により通知します。なお、登録時には個人情報取扱特記事項を遵守する旨を誓約する必要があります。

- ⑤街づくり専門家の登録期間は、登録を行った日から2年を経過した3月31日までを登録期間とします。登録を更新しようとするときは、登録期間満了の1ヵ月前までに申請し更新が必要です。

【市様式第9号】

街づくり専門家派遣申請書

年 月 日

上尾市長 様

代表者住所

代表者氏名

電 話

街づくり専門家の派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

目的・内容	
派遣日時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
派遣場所	

備考

【市様式第10号】

街づくり専門家派遣決定（非決定）通知書

年 月 日

様

上尾市長

年 月 日付けで申請のあった街づくり専門家派遣申請  
については、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 派遣する <input type="checkbox"/> 派遣しない
派遣する街 づくり専門 家	(1) 氏名 (2) 住所 (3) 電話
派遣日時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
派遣場所	
派遣しない 理由	

備考 登録又は非登録のいずれか不要な部分は、線で抹消してくだ  
さい。

【市様式第 1 1 号】

街づくり専門家業務依頼書

年 月 日

様

上尾市長

街づくり専門家として、次のとおり派遣することに決定したので、  
業務を依頼します。

派遣日時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
派遣場所	
業務内容	

備考

【市様式第12号】

街づくり専門家派遣業務実績報告書

年 月 日

上尾市長 様

住所

氏名

電話

年 月 日付けで依頼のあった街づくり専門家の派遣については、次のとおり実施したので報告します。

開催日時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
開催場所	
参加人数	
開催内容	

備考

## 街づくり専門家登録申請書（個人）

※太線の中だけ記入してください。

□欄は✓チェックしてください。

登録年月日	. .
登録番号	第                      号

<b>申請者</b>	ふりがな <b>氏名</b>	
	<b>生年月日</b>	
	<b>住所</b>	
	<b>電話番号</b>	
	メールアドレス	
<b>専門分野</b>		
<b>資格</b>		
<b>街づくりについての 主な経歴や活動内容</b>		
<b>所属事業所</b>	<b>名称</b>	
	<b>所在地</b>	
	<b>代表者</b>	
	<b>電話番号</b>	
<b>個人情報保護</b>		<input type="checkbox"/> 私は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守することを誓います。
<b>添付書類</b>		取得資格証明書（写し可） 所属事業所の承認書（様式は自由）

## 街づくり専門家登録申請書（法人）

※太線の中だけ記入してください。

欄は✓チェックしてください。

登録年月日	.          .
登録番号	第                  号

名                  称	
所                  在                  地	
代                  表                  者	

申請者 氏 名	
申請者 所属部署	
電 話 番 号	
メールアドレス	
専 門 分 野	
街づくりについての 主な経歴や活動内容	
個人情報保護	<input type="checkbox"/> 私は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守することを誓います。
添 付 書 類	事業内容が分かる書類 業務実績書

【市様式第15号】

街づくり専門家登録(非登録)通知書

年 月 日

様

上尾市長

年 月 日付けで申請のあった街づくり専門家登録申請  
については、次のとおり決定したので通知します。

登録番号	第 号
決定区分	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない
登録年月日	年 月 日
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
登録しない理由	
個人情報保護	別添の個人情報取扱特記事項を遵守 してください。

備考 登録又は非登録のいずれか不要な部分は、線で抹消してくだ  
さい。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 街づくり専門家は、業務履行の必要により個人情報を取り扱う際には、上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密保持)

第2 街づくり専門家は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 街づくり専門家は、業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (安全の確保)

第3 街づくり専門家は、業務に係る個人情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、個人情報の厳重な管理及び保管、搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。

2 街づくり専門家は、上尾市の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織（電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。）を利用してこの業務に係る個人情報を処理するときは、他の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第4 街づくり専門家は、この業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

### (収集の制限)

第5 街づくり専門家は、業務履行のために個人情報を収集するときは、当該業務の履行に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用等の禁止)

第6 街づくり専門家は、この業務に係る個人情報を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第7 街づくり専門家は、上尾市の指示又は承諾があるときを除き、この業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (調査の実施)

第8 上尾市は、この業務に係る個人情報を保護するために必要があると認めるときは、街づくり専門家に対して個人情報を取り扱う業務の管理状況等について調査を行うことができるものとし、街づくり専門家は、これに協力し必要な情報を提供しなければならない。

### (事故発生時の報告義務)

第9 街づくり専門家は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに上尾市に報告し、その指示に従わなければならない。この業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (個人情報の返還又は処分)

第10 街づくり専門家は、この業務が終了し、又は解除されたときは、この業務に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

### (解除及び損害賠償)

第11 上尾市は、街づくり専門家がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、業務の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

## **年次報告書による進ちよく状況の公表**

### **1 年次報告書の作成**

- ①市長は、支援又は助成を行ったときは、当該支援又は助成に係る年次報告書を作成し、街づくりの進ちよく状況を公表します。

## 街づくり推進会議

### 1 組織の設置

- ① 市民による主体的な街づくりの推進を図るため、上尾市街づくり推進会議を置き、「市長が街づくり推進会議の意見を聴く」こととされる事項について調査審議します。また、街づくりに関する事項について、市長に提案をすることもできます。
- ② 街づくり推進会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命します。
  - (1) 識見を有する人
  - (2) 関係団体を代表する人
  - (3) 市民（市内に住所を有するものに限る。）で一般公募により選考した人(なお、選考基準については、別にあります。)
  - (4) 市職員
- ③ 委員の任期は2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- ④ 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失います。
- ⑤ 委員は、再任されることができません。

### 2 街づくり推進会議の会議

- ① 街づくり推進会議には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。会長については、街づくり推進会議を代表し、会務を総理します。  
また、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。
- ② 会議は、会長が招集し、その議長となり、委員の過半数が出席しなければ、開くことができません。
- ③ 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- ④ 街づくり推進会議は、会議に必要があると認めるときは、学識経験がある人又は関係者に資料を提出させ、又は会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴くことができます。

### 3 その他

- ①街づくり推進会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理します。
- ②このほか、街づくり推進会議の運営に関し必要な事項は、街づくり推進会議が定めます。